

墨田区子ども読書活動推進条例（案）概要

1 目的（第1条）

区における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、区の責務、区民の役割及び家庭、地域、学校等の取組を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生きる力を育み、かつ、子どもの健やかな成長に資することを目的とします。

2 基本理念（第3条）

子どもの読書活動は、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものであるとともに、基礎学力を高め、想像力を育み、やさしさ及び思いやりの心を養う上でも重要であることに鑑み、区において、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に楽しく読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりません。

3 責務・役割・取組（第4条～第8条）

区の責務 （第4条）	基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があります。
区民の役割 （第5条）	日常生活の中で読書に親しみ、子どもの読書活動への理解及び協力を通じて、子どもの読書活動の充実及び習慣化につながるよう努めるものとします。
家庭での取組 （第6条）	子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもへの読み聞かせ、本の感想の話合いなど多様な取組を通じて、子どもが読書活動をより身近に感じることができるよう努めるものとします。
地域での取組 （第7条）	家庭、学校、幼稚園、保育所等、児童館等、ボランティア団体、特定非営利活動法人等が互いに協力して、子どもが区立図書館及びコミュニティ会館の図書室を積極的に活用するよう促進するとともに、子どもの読書活動の推進に努めるものとします。
学校の取組 （第8条）	（1）それぞれの学校の特色並びに児童及び生徒の発達段階に応じ年間指導計画を策定し、学校図書館を活用して、児童及び生徒の読書活動の推進に努めるものとします。 （2）教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒の読書活動について、障害の程度に応じて十分な配慮を行うものとします。

4 墨田区子ども読書活動推進計画（第9条・第10条）

- (1) 区は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、区における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「墨田区子ども読書活動推進計画」を策定するものとします。
- (2) 区は、推進計画を策定しようとするとき、又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、有識者及び区民からの意見を聴取するものとします。
- (3) 区は、推進計画を策定したとき、又は推進計画の変更を行ったときは、これを公表しなければなりません。そのほか、区は、推進計画に定める施策の実施状況等を公表しなければなりません。

5 学校図書館の整備（第11条）

- (1) 教育委員会は、学校図書館の機能及び蔵書の充実に努めるものとします。
- (2) 教育委員会は、学校司書の配置及び能力向上に努めるものとします。

6 区立図書館の取組（第12条）

- (1) 区立図書館は、子どもの読書活動の推進に資するため、図書その他必要な資料を確保するとともに、図書館奉仕の充実に努めるものとします。
- (2) 区立図書館は、子どもの読書活動についての相談体制を整備するとともに、家庭、地域及び学校との連携並びにボランティア活動に取り組む団体の支援及び育成に努めるものとします。
- (3) 区立図書館は、幼児期の子どもの読書への興味を呼び起こし、及び豊かな感性、表現力等を養うことを目的として、読み聞かせその他の事業を実施するものとします。
- (4) 区立図書館は、特別な支援を必要とする子どもへの読書啓発及び利用援助を行うものとします。

7 条例の見直し（第13条）

区は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの条例の推進状況を検証し、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

8 委任（第14条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が定めます。

9 施行期日

公布の日から施行します。